兵庫地方最低賃金審議会
第１回兵庫県
計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年８月 20 日（木） ８時 57 分～11 時 01 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	千田委員、高階委員
労働者委員	黒石委員、小菅委員、田中委員
使用者委員	岡村委員、松田委員、横井委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）部会長・部会長代理の選出について （２）兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について （３）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

ただ今から、第１回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、山口委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議につきましては公開としております。傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いします。

では、初回の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。

審議に入ります前に、労働基準部長より、挨拶を申し上げます。

○丸山労働基準部長

皆さん、おはようございます。労働基準部長の丸山でございます。

本日はお忙しい中、兵庫県の第１回計量器等製造業最低賃金専門部会に御出席いただきまして本当にありがとうございます。また日頃から労使双方それぞれの立場において地域産業の発展と雇用の安定、そして働く方々の処遇向上に御尽力をいただきますことに深く感謝を申し上げます。特定最低賃金は、関係する産業における労働条件

の改善や人材確保、更には産業の健全な発展を支える重要な役割を担っております。近年、我が国では人手不足が多くの産業で深刻化しており、物価上昇や労働市場の変化など労使を取り巻く環境が大きく変化しております。こうした中、特定最低賃金は単に賃金の最低額を定める制度に止まらず、特定最低賃金の現場を最もよく知る労使双方が主体となり産業の実情や課題を踏まえながら、より良い労働条件の実現と産業競争力の維持・向上を目指して築き上げる制度であり、労使のイニシアティブが何よりも重要となります。

最低賃金の審議は、労働者の生活の安定と企業の持続的な発展という双方に深くかかわる重要な責務を担うものでございます。委員の皆様におかれましては専門的な知見と豊富な経験を活かしながら実りある議論を進めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

結びにこれから審議いただく特定最低賃金の審議結果が関係する産業の発展と働く方々のより良い環境作りにつながることを期待いたしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○下風賃金指導官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ御紹介させていただくところではございますが、時間の関係もございますので、お手元にお配りしてます資料１ページ目に添付している委員名簿にて各自御確認をいただくことで代えさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○下風賃金指導官

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いいたします。

○高階委員

公益側委員において事前に打合せをしております。部会長には山口委員を、部会長代理には千田委員を推薦することで調整を終えていますので、この２人の方を推薦いたします。

○下風賃金指導官
　ただ今、部会長に山口委員、部会長代理に千田委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様、いかがでしょうか。

○労使委員
　異議なし。

○下風賃金指導官
　ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、部会長に山口委員、部会長代理に千田委員が選出されたものと確認いたします。
　それでは、この後の議事進行につきましては、本来、部会長にお願いするところですが、本日は御欠席ですので、部会長代理の千田委員にお願いさせていただきます。
　よろしくお願いします。

○千田部会長代理
　部会長代理に選出されました千田です。慎重審議に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
　はじめに、専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思います。
　労働者側はどうなさいますでしょうか。

○労働者側委員
　黒石委員です。

○千田部会長代理
　使用者側委員は、いかがいたしましょうか。

○使用者側委員
　岡村委員です。

○千田部会長代理
　それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は私と黒石委員、岡村委員とすることとします。
　また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員
　異議なし。

○千田部会長代理

それでは、次の議題（２）「兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に、改正決定の必要性の有無については、それぞれの業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経過や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい、事務局より御説明させていただきます。

まず、兵庫県最低賃金につきましては、９件の特定最低賃金の設定がございます。

お手元に１枚ものでお配りしています A３版の「兵庫県の最低賃金」のリーフレットを御覧いただきたいと思います。このリーフレットを御覧いただくと１番上に現在の兵庫県の地域別最低賃金が書かれておりまして、その下に特定最低賃金として６業種掲載させていただいております。この特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金である兵庫県の最低賃金 1,116 円を上回る時間額が設定されています。６業種の枠の下を御覧いただきたいのですが、太字で書かれておりますとおり、６業種以外に「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」の３業種もございます。ただ、こちらの３業種は兵庫県の最低賃金の適用 1,116 円の適用となっていることを御確認いただけると思います。

また、特定最賃につきましては、表の右端の枠を御覧いただきたいのですが、「適用除外する労働者」の欄があります。そこでは、各業種で賄いとか軽易な業務が適用除外となっていることが御確認いただけると思います。さらに、その表の下に（注３）（注４）と記載しておりまして、そこを御確認いただきますと、「18 歳未満又は 65 歳以上の者」「清掃又は片付けの業務に主として従事する者」及び「雇入れ後６か月未満の者であって技能習得中のもの」がそれぞれ適用除外となっていることが御確認いただけると思います。

そのうち、今年は６月 29 日から７月３日までの間に７件、兵庫では９件の特定最賃の設定がございますが、この７件につきまして改正の申出をいただいております。この７件の申出状況につきましては、お手元にお配りしております専門部会資料の８ページ目を御覧いただきたいと思います。ここで今年の特定最低賃金改正の申出状況を一覧に取りまとめております。

今回、この７件の申出をいただきまして、形式的要件を具備しているかどうかを事務局において確認させていただいたうえで、先般７月 13 日の最低賃金審議会本審におきまして、それらの申出について各委員の方に確認を行っていただきました。そのうえで、同本審におきましては、その改正必要性の有無についての意見を求めるとともに、必要性が認められた場合には金額の改正決定についての調査審議も求めるという

諮問をさせていただいております。

次の資料の 10 ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらが諮問文の写しとなります。

兵庫県では、令和元年までは本審におきまして各業種を一括して改正の必要性があるかどうかの審議を行っていただいておりました。それで各専門部会におきましては金額審議のみを行っていた状況となっておりましたが、令和２年のコロナ渦の時に、委員の方から各業界事情に通じた専門部会委員で必要性の有無についても判断を委ねるべきとの御提案がありました。それを受けまして、令和２年以降はそれぞれの各専門部会で改正の必要性の有無につきましても審議を行っているという状況になっております。

また、本年も７月の本審におきましてその中で確認されましたが、昨年同様、各専門部会においてそれぞれ金額改正の必要性の有無と、必要性がありとなった場合には金額改正の審議と合わせて行うということを決定させていただいております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額改正を行うことの必要性にかかる諮問と答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問と答申のそれぞれ二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっております。その辺りについて少し御説明させていただきます。

専門部会資料、少し戻りまして２ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらがその説明資料になるんですけれども、次の３ページ目を御覧ください。特定最低賃金についての御説明となりますが、この特定最低賃金につきましては、まず最低賃金法第 15 条から第 19 条において規定されているものとなりまして、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づいて、地域別最低賃金に上乗せをするものとされております。

その決定につきましては、労使のイニシアティブにより決まり、全国では 223 件設定されている状況となっています。

兵庫県では、先程申し上げましたとおり、９件設定されている状況ではありますが、そのうち７件の改正申出があった状況となっています。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金との違いについて、その３ページ目の下半分の表でまとめています。右側に記載がありますのが地域別最低賃金になりまして、兵庫県では、現在のところ時間額 1,116 円となっております。今後は 1,172 円に改定されるという答申がなされたところです。この地域別最低賃金は全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットという役割・機能でありますが、これに対しまして、左側の特定最低賃金を御覧いただきますと、こちらは労使の取組を補完するものとしての役割設定がそれぞれ大きく異なっているところでございます。

続きまして、この特定最低賃金の決定、改正に至るまでの流れについて御説明させていただきたいと思います。資料の５ページ目を御覧いただきたいと思います。改正決定に至るフロー図となっております。まず、左上の取っ掛かりとしましては、関係労使からの申出がありましたら、労働局長からの諮問を受けて、審議会又はその専門

部会において金額改正の必要性の調査審議を行う。さらに、その必要性の答申があった場合には、金額の諮問、金額の調査審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定し、官報公示をしてから効力発生という流れになっております。

なお、本日は、この流れの中で右上のところにあります、必要性の調査審議、「〔必要性〕答申※１」となっているところがございますが、こちらの部分での御審議をいただくというところになっています。この「〔必要性〕答申※１」が右上にありますけれども、その説明書きは５ページの下に書いてあります。

この※１の説明書きを確認させていただきますと、「特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている」とされております。

もう少し補足させていただきますと、資料には付けていないのですが、昭和 57 年の中央最低賃金審議会の答申の中で、「特定最低賃金の必要性の有無につきましては新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされております。改正の必要性は全会一致によらなければならないということになっております。

しかし、一方、平成 14 年の中央最低賃金審議会の協議会報告におきましては、「改正の金額に関する調査審議の段階になれば、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」ということで、「努力するもの」と「努力することが望ましい」というような表現で少し区別されております。このことは「望ましい」ということについてなんですけれども、全会一致だけではなく採決にて決定することもあり得ることを含んで報告されているという状況となっております。

以上のことから、特定最低賃金については、改正の必要性については全会一致が必須であり、その金額決定につきましては全会一致が望ましい、ということに御留意いただきながら今後の御審議を進めていただければと思っております。

また、注意事項なんですけど、改正の必要性がありとなった場合につきましては、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められてきます。

つまり、今年の場合ですと、すでに兵庫県最低賃金を 1,172 円に引き上げる答申をいただいており、その手続きが今進んでいるところです。８月 21 日の異議審を終えて正式に官報公示の手続きを踏まえて、10 月１日に発行されてくる予定で進んでいるところとなっております。そのため特定最低賃金の改正決定を行う際には、兵庫県の最低賃金 1,172 円を超えないといけないということに御留意いただきたいと思っております。さらに、この特定最低賃金の下限は 1,172 円を超えないといけないけれども、逆に上限の限度もあります。もう一度資料の８ページを御覧ください。この上限につきましては申出を行った各業種の最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできないということになっております。具体的に言いますと、改正の必要性ありとなった場合でも、計量器等製造業で言いますとこの表の赤字で書いてあります 1,195 円が上限となるということに御留意いただきながら、もし必要性ありとなった場合の金

額改正の審議につきましてはこの辺りの上限・下限に御留意していただきながら、審議を進めていただければと思っております。
　事務局からの説明としましては以上となります。

○千田部会長代理
　ただ今の説明について、御意見、御質問はありますでしょうか。

○各委員
　（特になし）

○千田部会長代理
　それでは、兵庫県計量器等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお願いします。

○安積賃金室長
　はい。では、私から配布させていただいております資料について簡単に御説明させていただきます。主に経済概況や雇用状況等の資料になります。さらに、私の説明の後に、兵庫労働局において独自に実施しました基礎調査の結果について取りまとめておりますので、その部分につきましては、事務局担当の村田から引き続き概要を説明させていただきます。よろしくお願いいたします。
（以下資料 37 ページから 131 ページまで説明）
　資料８　　一般職業紹介状況（令和８年６月分）抜粋（兵庫労働局職業安定部職業定課　令和８年７月 31 日発表）
　資料９　　兵庫県金融経済概況（日本銀行神戸支店　2026 年７月 17 日）抜粋
　資料 10　　毎月勤労統計調査地方調査月報（兵庫県　令和８年５月）抜粋
　資料 11　　兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部　令和８年６月 22 日公表）抜粋
　資料 12　　兵庫県鉱工業指数月報（兵庫県企画部　令和８年５月速報）抜粋
　資料 13, 14　連合 2026 春季生活闘争 平均賃金方式 第７回（最終）回答集計結果（連合 2026 年７月３日公表）
　資料 15　　「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」集計結果（2026 年６月８日　日本商工会議所・東京商工会議所）
　資料 16　　計量器等製造業関係最低賃金（令和６，７年度　全国）

○村田労働基準監督官
　賃金室の村田です。
　私から、基礎調査結果の関係資料について御説明させていただきます。

（以下資料 14 ページから 36 ページまで説明）
資料７　　令和８年度最低賃金に関する基礎調査結果（特定最賃）

○千田部会長代理
ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますか。

○各委員
（特になし）

○千田部会長代理
それでは、審議を続けてまいります。
事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は、改正の必要性はなしということになります。
また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。
各委員におかれましては、非常に限られた時間の中で、大変な御苦労をお掛け致しますが、どうぞよろしくお願いします。
それでは、まず労使それぞれから、兵庫県計量器等製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に当たって、基本的な考え方をお伺いしたいと思います。
その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正必要性についての結論が出たこととなり、答申を行うこととなります。また、労使の意見が異なった場合は、審議を続けていくこととしたいと思います。
では、最初に、労使双方でそれぞれ、意見調整する時間が必要でしょうか。

○労使委員
はい。

○千田部会長代理
それでは、事務局は別室の準備をお願いします。

（労使それぞれ、別室で意見調整）

○千田部会長代理
それでは、審議を再開いたします。
では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正の必要性に係る考え等をお伺いしたいと思います。
それではお願いします。

○田中委員
　それでは、労働者側の考えをヤマトハカリユニオンの田中から発言させていただきます。
　労働者側としては、今年度も必要性ありとして主張をさせていただきます。
　今年度の兵庫県地域別最低賃金はプラス 56 円の 1,172 円となり、現状 1,117 円である計量器等の特定最賃は、今年も地賃に埋没してしまう状況となっております。地賃につきましては、2024 年から 2026 年の直近３年間でプラス 51 円、プラス 64 円、プラス 56 円と、物価上昇を背景に大幅な引上げが続いています。特定最賃につきまして、使用者側から、地賃の引上げに対応することに多くの企業が苦慮しており、それ以上の金額とすることは難しいとの主張があり、労働者側としてもその事情は理解しております。ただ、計量器等の業界につきましては様々な法律やルールを遵守し、経済・社会活動に貢献する重要な存在であると考えております。そのような業界で働く労働者を支え、その貢献に対して誇りを持てるように、地賃に対する優位性のある特定最賃につきましては今後も継続していく必要があると考えております。景況感については、先程もありましたように緩やかではありますが、回復基調が続いています。ただ、先行きについては中東情勢などの影響もあり慎重な見方がされております。また、相次ぐ物価上昇により、企業におきましても、原材料や燃料・エネルギー価格の高騰への対応が求められ、厳しい状況が続いているということには理解をしております。製品価格への価格転嫁というところが最近注目されていますが、中小企業においては労務費を含めてそれが十分に反映できている状況ではないということが考えられております。ここについては、いかにそれを解決していくかが労使共の課題であると考えております。
　そのような状況下においても、企業においては人材確保というところが引き続き大きな問題となっております。業界として地賃に対する優位性を維持することで、より地賃額が高い大阪などへの人材流出を防ぎ、労働力を確保して業界として継続的な発展というものにつなげていく必要があると考えております。そのようなためにも、特定最低賃金の必要性があるといったところで、金額改正につきましては必要性があるということを、今年も主張させていただきますので、御検討の程よろしくお願いたします。

○千田部会長代理
　はい。ありがとうございます。
　それでは、次に使用者側委員からお考えをお願いいたします。

○岡村委員
　はい。それでは、使用者側の岡村からお伝えさせていただきます。現状認識としては、先程、労働者さん側がおっしゃっていただいた内容と全く同じで、新しく採用するのに賃金を上げていかなければいけないということ、外部環境に関しては中東の問

題もあるというのも同じ認識でございます。我々、計量器・測定器・分析機器・測量機器と業界をひとつに括られていますけど、前回も申し上げたかもしれませんが、同じ景気で同じ状況で影響を受けるというのではなく、計りにしても圧力計なのか重さをはかる計量器なのか、水道メーターなのかいろいろありますけれども、それぞれ違う中で中東情勢のコストアップ影響を受ける度合いも全然状況が違う。もちろん、それが価格に転嫁しやすい事業形態もあれば、そうではない業種もあるという中で、企業によってこの激動する状況の影響というのは全く違う。その中で今年は昨年よりパーセンテージが下がったとはいえ、現在地賃もプラス 56 円と 5%アップという非常に賃上げを進めていこうという流れは続いている。そういった状況の中で、我々、部会で計量器等とひとつに括っておりますけれども、厳しい環境の影響は違うので、これをひと括りにして特定最賃を引上げていいのかというのがあります。最低地賃でも大きく上がってきているのを受けるだけでも大変な中小企業さんもあると思いますので、昨年に引き続き我々としては特定最賃の金額改正はなしでいくということを主張したいと思っています。それと８ページにありますとおり、これも継続して話題になりますけど、我々の部会の労働者数が約 2,000 人という非常に小さな範囲となってます。その上、自動車小売とか輸送用機械器具製造とか、割と傾向の似た部会というよりは、計量器・測定器という部門で括ってますので全然違うマーケットですし、そのおかれている環境が全然違うということは考慮しなければいけないかなと思っています。この 2,000 人のうち約 80%が合意労働者ということでこの中に占める、我々、ヤマトハカリさんと私が今日来てますけれど、我々の占める割合は大きいですが、この専門部会の中での大きな会社っていうのは対応できたとしても、そうでない中小企業さんの労働者もいらっしゃる中で、労働者さん側がおっしゃったコストアップ状況それから人材不足状況等、様々な課題があると思いますので、やはりここは最低地賃をしっかり守っていくのと、それぞれの事情に応じて対応していくのが精一杯ではないかなと思っております。よろしくお願いします。

○千田部会長代理

ありがとうございます。労使双方よりそれぞれの考え方をお聞きしました。

現状では労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお伺いすることとしたいと思います。

では、最初は使用者側委員からお話をお伺いするような形でよろしいですか。

（公使会議、公労会議、そのあと公益と事務局での話し合い）

（令和８年度　合意労働者数

産業別：計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業

ケース：労働協約　の表を事務局より公労使に配布）

○千田部会長代理

お待たせしました。それでは議論を再開したいと思います。

公益の２名で労使双方のお考えをさらにお伺いしましたけれども、使側にお話を伺っていく中で、先程も岡村委員からの御発言にもありましたように、計量器の特殊な区分を考えた時に、同じ計量器とひと括りにいっても多岐にわたる業界ですので、景況感、実態がまちまちで非常に分散が大きいというのが懸念としてあると。そういった中で、この 2,004 人の中で 1,600 人は組合員ですので特にそこは問題にならないかもしれないが残りの２割のところの中小・零細企業の状況が果たしてどうなっているのかなかなか現状では不明瞭なところがある。おそらく厳しいところも沢山あるのではないかということを考えた時に、そこの実態が見えてこないと必要性の審議であるとか、その後の金額の審議についてもなかなか踏み込んだ議論ができないのではないかという御意見がありました。その意味ではそういう実態を、労使で協力してもう少しクリアにしていきながら、本当に計量器の業界に即した最適な賃金を決定していくということが必要であろう。そういう意味では、ここ数年ずっと議論になっている計量器の業界の括りをどうしていくのか検討していかなければならないのは過去からも言われている中で、その議論があまり進んでいないというところもあるので、使用者側としてはそういう議論を労使で協力的に今後の計量器の枠組みの再編であるとか、組合ではない中小の労働者、あるいは企業の実態ということを把握することに努めながら金額審議をしていくプロセスであれば議論も前向きにできるのではないか、といった御意見をいただいたわけです。そのお考えを労働側にもお話をしていく中で、労働者側としてもなかなか枠組みの再編は簡単にはできないんだけれども、労働者側としてもそういうことの必要性についての理解は示すというところで、そういう意味でいうと、労使と官といいますか事務局側も含めて検討していく中で、今後の計量器の特殊な在り方を考えていきたい。そういったお互いの御意向を踏まえまして、先程の意見は労側は改正の必要あり、使側は改正の必要なしというお考えでしたが、改めて使側のお考えをお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

○岡村委員

はい。令和８年度の合意労働者数の表は皆さんにお配りしてるのでしょうか。

○安積賃金室長

はい、お配りしております。

○岡村委員

やはり３社の労働組合で合意労働者 1,600 人いる中で、それ以外のところの事情を可能な限り共有して、もともと冒頭の御説明でもあったとおり、この業界に関して熟知しているメンバーで特定最賃を決めていこうというふうになっていますので、ここで公正に判断していくためにはそういうところをしっかりつかむのは大事だと思います。大きな一歩を進めないにしてもこの機会に事務局も公労使も含めてそういう話が

できるのであれば、そういう方向で進んでいただければと思っています。

○千田部会長代理
ありがとうございます。確認ですが、そういうお話合いが今後の金額審議の場でなされるのであれば、必要性ありという理解でよろしいでしょうか。

○岡村委員
はい。必要性ありで。

○千田部会長代理
ありがとうございます。
そうしますと、改めて労使の意見をお聞きしたところ、意見が一致したと考えますので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思います。
７月 13 日の本審でも、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。
兵庫県計量器等製造業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「兵庫県計量器等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについて異議はございませんでしょうか。

○各委員
異議なし。

○千田部会長代理
ありがとうございます。
出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により「兵庫県計量器等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至った、ということを確認いたしました。
では事務局は、「兵庫県計量器等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との専門部会報告及び答申文についてそれぞれ（案）の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長
はい。準備させていただきますので、しばらくお待ちください。

（事務局、当該文書を用意）

（部会長代理に報告文（案）を確認、その後報告文（案）を出席者に配布）

○千田部会長代理
　では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○下風指導官
　はい。それでは読み上げさせていただきます。
　令和８年８月 20 日
　兵庫地方最低賃金審議会
　会長　山口　隆英　殿

　兵庫地方最低賃金審議会
　兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金専門部会
　部会長　山口　隆英

　兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

　当専門部会は、令和８年７月 13 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。
　なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

　記
　公益代表委員　　千田直毅　高階利徳　山口隆英
　労働者代表委員　　黒石尚稔　小菅梨絵　田中祐介
　使用者代表委員　　岡村剛敏　松田健仁　横井　準
　以上でございます。

○千田部会長代理
　ただ今、読み上げていただいた、報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員
　はい。

○千田部会長代理
　それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。
　続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

○安積賃金室長
　はい。事務局で答申文案の御確認をお願いさせていただきます。

（部会長代理が答申文（案）を確認、その答申文（案）を出席者に配布）

○千田部会長代理
　それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○下風指導官
　はい。では読み上げさせていただきます。
　令和８年８月 20 日
　兵庫労働局長
　金成　真一　殿

　兵庫地方最低賃金審議会
　会長　山口　隆英

　兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

　当審議会は、令和８年７月 13 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。
　以上でございます。

○千田部会長代理
　ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいでしょうか。

○各委員
　はい。

○千田部会長代理
　それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。
　本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長
はい。準備させていただきます。

（答申文を部会長代理に渡し、部会長代理から労働基準部長に答申文を交付）

○千田部会長代理
続いて、議題（３）「その他」ですが、事務局から、説明事項等ありますでしょうか。

○安積賃金室長
はい、少し補足させていただきたいと思います。
今回の専門部会での審議中に岡村委員から事務局の方に御要望をいただきました。その内容としましては、先程、岡村委員から御発言いただきましたように、適用規模の 2,004 人で労働協約の締結されている労働者数が 1,600 人、残りの２割の方の業種をもう少し細かくわかるものを提供して欲しいという御要望をいただきました。事務局としましては、この部分どこまで調査できるかといったところもあるのですが、できる限り調査させていただいて、何らかの形で次回の金額審議の際に御提供させていただけたらと思っていますのでよろしくお願いいたします。
それと合わせまして、委員の方から審議中に御要望いただきました部分で労働協約の申出の際に何社あるのかとか、A 社、B 社、C 社という形で構わないので、その部分の労働協約何社あって何人の申出があったのかという一覧表みたいなものが欲しいという御要望をいただきましたので、委員の皆様の机上に配布させていただいておりますので、また御参考いただければと思っております。
それと、次回の専門部会の金額審議の日程についてこの場で調整させていただければと思っております。
次回の日程ですが、９月４日（金曜日）午後１時 30 分でよろしいでしょうか。

○各委員
はい。

○安積賃金室長
次回は、９月４日（金曜日）午後１時 30 分ということで御提案させていただきます。

○千田部会長代理
では、次回は９月４日（金曜日）午後１時 30 分からの開催とします。
次回は金額審議となりますが、昨年より、専門部会においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、公開にしたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員
はい。

○千田部会長代理
特に異議もないということですので、その予定で今後進めていくこととします。
その他、何かございますでしょうか。

○各委員
（特になし）

○千田部会長代理
それでは、本日はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。

千田　直毅

黒石　尚稔

岡村　剛敏